

会 議 記 録

会議名称	平成 28 年度（第 1 回）杉並区生活安全協議会
日 時	平成 28 年 10 月 24 日（月）午前 9 時 57 分～午前 11 時 34 分
場 所	分庁舎 4 階 会議室
出席者	委員 樋村、鈴木、三原（代理：平山）、藤木、岡本、深山、河野、阿部、丸山、市川、奥野、川名、高山、市村、谷野、安生、渡邊、石川区側 環境部長、危機管理室長、環境課長、杉並清掃事務所長、ごみ減量対策課長、交通対策課長、地域安全担当課長、地域安全担当係長、生活環境担当係長、資源対策係長
配布資料	資料 1 区の防犯対策について 資料 2 路上喫煙対策について 資料 3 資源持ち去り対策の実績について 資料 4 管理不適正住宅（ごみ屋敷等）の対応について 資料 5 杉並三署における犯罪発生状況（平成 28 年 9 月末） 資料 6-1 平成 28 年中の火災概要（1 月～9 月） ・消防署からのお知らせ ・住宅火災 10 の心得 ・荻窪消防ニュース⑥ ・荻窪・高井戸けいさつニュース 特別号⑥
会議次第	1 開会宣言 （1）環境部長、危機管理室長の挨拶 2 報告事項及び配布資料 （1）区からの報告 ①区の防犯対策について ②路上喫煙対策について ③資源持ち去り対策の実績について ④管理不適正住宅（ごみ屋敷等）への対応について （2）区内 3 警察署の犯罪件数・傾向等について （3）消防署における火災発生件数・傾向策について

○環境課長 皆様、おはようございます。開会は10時を予定してございましたが、委員の皆様おそろいでございますので、3分ほど早いのでございますけれども、もう始めさせていただきますと存じます。皆様、お忙しいところをお越しいただいていると思いますので、ちょっと早目に開催させていただきますことをおわびいたします。

では、ただいまから、定刻になりましたので、杉並区生活安全協議会を開催いたします。私は環境部の環境課長の喜多川と申します。この4月に着任をいたしました。どうぞよろしく願いいたします。

本日の出席委員は、17名でございます。定足数は満たしております。

それでは、初めに、まず私ども杉並区の環境部門を所管いたします環境部長、そして危機管理対策及び地域安全などを所管いたします危機管理室長からご挨拶を申し上げます。

○環境部長 おはようございます。環境部長の森でございます。よろしく願いいたします。

本杉並区生活安全協議会、第7期の、今年度の1回目ということですが、7期の2回目という形でございます。私ども環境部の所管しておりますのは、きょうの報告のところでもありますけれども、②の路上喫煙対策、③の資源持ち去り対策、④の管理不適正住宅、いわゆるごみ屋敷等の所管している部門でございます。

区民の生活安全、また住みやすい環境を維持していくためには、本協議会のご意見をきちんと伺って、施策の反映に努めてまいりたいと思いますので、引き続きよろしく願いしたいと思います。本日、よろしく願いいたします。

○危機管理室長 皆様、おはようございます。ただいまご紹介をいただきました、杉並区役所危機管理室長の寺嶋でございます。皆様には、日ごろより地域の防犯・防災活動に対しましてご理解・ご協力をいただいております。改めて感謝を申し上げます。

今年度第1回目の会議ということでございますので、会議に当たりまして、私から2点、報告をさせていただきたいなというふうに思います。

地域の安全・安心の指標として、刑法犯の認知件数というのがございます。認知件数は、おかげさまで年々減少しております。平成27年度の総件数は4,881件で、23区の単純な比較ではございますが、安全の順位は13番目という順位でございます。総件数が減る中で、振り込め詐欺は高どまりの状況でございます。区では、防止対策として、本年度、追加で300台の自動通話録音機を購入いたしまして、3警察署と連携を図りまして、設置促進に取り組んでいるところでございます。

先日の「地域安全のつどい」の中でも、生活安全部長さんがお話しされておりましたが、こういった録音機を設置されたご家庭では、被害は報告されていないということを伺っているところでございます。まず1点目といたしましては、この振り込め詐欺の根絶ということを取り組んで進めてまいりたいというふうに考えています。

2点目になりますけれども、先ほど報告いたしました刑法犯の認知件数4,881件のうち1,870件、率にいたしまして約40%が自転車の盗難でございます。一月当たりで160台、毎日5台が盗難に遭っているという状況でございます。被害は、大人用の自転車で鍵をかけていない無施錠という状態でございます。

空き巣も同様に157件発生しておりますが、無施錠というのがその原因の一つでございます。これらについては、わずかな時間でもしっかりと鍵をかけていただく、そういった習慣をつけていただくとか、自衛の対策をとっていただくことで防げる犯罪であるというふうに考えてございます。

仮に、盗難自転車がゼロ件になりますと、杉並区の安全の順位は、13位から5位に改善をすることができます。この辺に着目いたしまして、何とか工夫することはないのかということ、今、検討を進めているところでございます。

引き続き、区の安全・安心に取り組んでまいります。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

○環境課長 はい。ありがとうございました。

最初に、資料の確認をさせていただきたいと存じます。

まず、きょうの次第が一番上にあるかと思います。それから、皆様の席次表。そして、7期の委員の皆様の名簿。次からは本日の議題にございます資料になりますが、資料の1が、区の防犯対策について。資料の2は、路上喫煙対策について。資料の3が、資源持ち去り対策の実績について。資料4が、管理不適正住宅（ごみ屋敷等）への対応について。資料の5が、警察さんからの資料でございます。杉並3署における犯罪発生状況。資料の6は、消防署さんからの資料でございます。平成28年中の火災概要。

皆様、お手元でございますでしょうか。

では、ここからは、会長に進行をお任せいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○会長 皆さん、おはようございます。本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。本日もよろしく願いいたします。

それでは、議事次第に沿いまして進めたいと思います。

まず最初に、区からの報告ということで、議事次第（1）の①ですか。区の防犯対策についてご報告をよろしくお願いいたします。

○地域安全担当課長 おはようございます。地域安全担当課長の佐々木と申します。本年の4月に着任いたしました。よろしくお願いいたします。説明のほうは、座って失礼させていただきます。

それでは、資料1に沿ってご説明させていただきたいと思います。

初めに、区内の犯罪件数等の推移についてご説明いたします。お配りしております資料1ページ目のグラフをごらんいただきたいと思います。

グラフには、平成14年以降の刑法犯認知件数、緑色ですね。防犯自主団体数、これが青色。防犯カメラの設置台数、これが赤色。区が予算措置をしている防犯カメラの台数を表記してございます。

グラフをごらんいただければおわかりいただけますように、地域の皆様で構成される防犯自主団体の団体数や防犯カメラの設置数の増加に伴いまして、刑法犯認知件数のほうは右肩下がりであるということが確認できると思います。本年につきましても減少傾向は続いておりまして、4,000件前後までことしは減少するのではないかと見込んでおります。

犯罪減少の要因にはさまざまな要素がありまして、限定的にお話することは難しいところでございますが、中でも地域の方々による自主的なパトロール、防犯活動、そして防犯カメラの設置が治安の回復に大きく寄与してきたものと認識しております。区では、今後も引き続き、この2点に配慮した事業を進めまして、犯罪の減少につなげていきたいと考えております。

それでは、区が前回の協議会以降取り組んでまいりました主な防犯対策について、ご紹介をいたします。

1点目が防犯カメラの設置促進でございます。区では、従来から設置してきた街角防犯カメラを昨年度までに258台設置しておりますが、本年度も新たに12台を新設、増設するとともに、来年度以降も年間12台ずつ増設する方向で、計画事業の検討を進めているところでございます。

また、26年度から設置しています通学路の防犯カメラにつきましても、本年度は12の小学校の通学路に合計60台設置する予定です。こちらは、来年度11校、55台を設置しまして、全公立小学校の通学路に5台ずつ設置されることとなります。

防犯カメラの有用性については、言うに及ばず高く評価できるものでございますが、そ

して、区民広く一般にもツールの必要性というのは認識されているものと思いますが、区といたしましては、引き続き条例に基づきまして、プライバシーとの調和を図りつつ設置してまいりたいと考えております。

また、カメラについてさらに申しますと、このたびの議会でも答弁させていただいたところでございますが、ことしの2月に報道された防犯カメラ画像の流出問題です。商店街やご家庭等に設置している防犯カメラで、ネットワーク環境につないでいるものについては、適切なパスワードの付与や変更を行わないと画像がリアルタイムに流出する可能性があるということで、具体的には、ロシアの I n s e c a m（インセカム）というサイトで、先日見ましたら、いまだに日本で1,340件のリアルタイム画像が流れているという状況でございます。広く注意喚起のほうを行ってございます。そちらのほうも引き続き注視してまいりたいと思います。

2点目が、防犯自主団体への支援についてです。先ほども申し上げましたが、まちの安全・安心の要となっている防犯自主団体に対する助成金交付制度については、来年度も引き続き実施していく予定です。今後とも、全ての団体に無理のない範囲で活動をいただき、お力添えをいただけるようお願いするとともに、補助金以外でもできるご協力はさせていただきたいと思っております。

また、特に子供の下校時における対策を求める声が上がっていることに鑑みまして、地域の自主団体の皆さん、警察とも連携した訓練等を実施してまいりたいと考えております。

3点目が、安全パトロール隊による防犯活動です。現在は、記載の体制で24時間パトロールを実施しておりますが、昨今における犯罪の対応の変化、犯罪全般に減っている空き巣、ひったくりが減っている。片や振り込め詐欺は横ばい傾向にあるというようなところに則した、柔軟なパトロール、犯罪抑止活動を展開できるよう、体制の見直しを今検討しているところでございます。その点につきましては、運用にあわせて、追ってご報告させていただきたいと思っております。

4点目が、振り込め詐欺根絶対策についてであります。被害状況につきましては、お手元、下のグラフのとおりでありまして、ふえたり減ったり、総じて横ばいという状況でございますが、ことしにつきましては、件数が増加傾向にありますし、被害額につきましては、既に昨年を超えております。区全体で3億5,000万を超えています。そのような状況でありますので、最大の課題として取り組んでいるところでございます。

次のページの中ほど記載の自動通話録音機につきましては、ただいま室長からも話がご

ございましたが、東京都から譲渡を受け貸与していた録音機がなくなりましたので、区としては、引き続き購入して事業を継続していくことといたしました。周知・普及・設置促進を進めてまいりたいと思います。

それから、各警察署のご協力をいただきまして、8月には振り込め詐欺のワークショップを実施いたしました。この母体となりますのが、「V S S チームなみすけ」という区の防犯学生ボランティアであります。区内の6大学に足を運びまして、それなりに熱く語って勧誘活動をしてまいりましたところ、今年度は23人が新規に加入してくれました。私自身が、防犯に対する若い力の活用、次世代の防犯リーダーの育成といったものが最大のテーマと認識しておりまして、引き続き将来の杉並、東京を見据えて、若い世代に防犯、安全・安心とは何かというのを伝えて、賛同してくれる学生には積極的に活動の場を提供してまいりたいと思っています。

今回のワークショップでは、振り込め詐欺対策として、学生ならではのさまざまな意見を聞くことができました。アンケートのほうは文字が小さくて見えないと思いますけれども、「SNSに関連した犯罪に関する意見交換をぜひしてみたい」ですとか「被害者の視点に立って、犯罪防止策を考えたい」といった学生の意見、感想をいただくことができました。

今回は、テーマは選定中、時期は年末年始ごろを予定しておりますが、こういった若い力を活用、取り込んだ防犯対策も進めてまいりたいと思っております。

次のページは、振り込め詐欺関連のチラシとポスターになります。チラシのほうは、広報すぎなみ8月1日号ですかね、に掲載しております。ポスターのほうは、女子美大の学生が考案して、デザインしてもらったものでございます。

次に、5点目以降につきましては、その他の取り組みということになります。

落書き消去活動は、8月に東高円寺の駅周辺で行いました。杉並警察と連携して、多数、地元小学生も参加した活動になりました。

それから、今月20日まで行われました地域安全運動期間中には、3警察署、防犯協会、隣接自治体と連携して集い、「区境パトロール」等を実施いたしました。3カ所で行われました「区境パトロール」には、多数の方にお集まりいただきまして、いずれもすがすがしい天気のもと、いい活動をすることができました。

それから、「ポケモンGO」のゲームがリリースされ、ながらスマホや深夜の公園への人だまりがあるということがございまして、所要の注意喚起も実施いたしました。

続いて、区内企業との連携ということでありまして、現在検討中でありまして、詳細は割愛させていただきますが、コンビニエンスストアやタクシーの営業時間、集客力、機動力を利用させていただく形で、犯罪抑止につながるような内容について、連携協定を締結しようということで、検討しているところでございます。

最後になりますが、来月の5日には、先ほどお話ししましたV S Sチームなみすけ、学生ボランティアを軸にして、荻窪警察署とも連携いたしまして、すぎなみフェスタにおきまして犯罪根絶ステージというのを行って、防犯機運を高める活動を展開するところでございます。

以上で、報告のほうは終わりますが、区では、今後も地域の皆様、区内3警察署、防犯協会等々と一層連携して、防犯対策を推進し、犯罪のない安全・安心な杉並区を目指してまいりたいと考えております。

報告は以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。

では、今のご報告について、何かご質問、ご意見等。どうぞ。

○委員 カメラの設置に関しまして、この258台というのは、防犯協会に対する補助金でつけているカメラも含んでいるのかどうか、まず1点ですね。

それから、区内の公園にカメラがないということでありまして、この間区長にも言ったら、「もう全部つきました」と。それはおかしいんじゃないですかね。やはり全部ついているというの、やっぱりついていないですよ、公園は。区長はどうして間違った認識をするのでしょうか。

それと、現在、おおむね約30台ずつの街角カメラが毎年ここで減らされるわけですね。それに対して、たった4台しかふやさないということ。それから、通学路に5台ずつつけるのは、それは結構ですけど、まちなかの安全というのはどういうふうにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

やはり通学路だけに、わあわあわあわあ騒がれたから通学路に持っていくよということで、犯罪そのものは通学路では起きていないですよ。それは、プロの方、警察の方が、やはりそれを曲がって自宅付近で起きているのが子供に対する犯罪ではないのでしょうか。通学路で、みんながある程度通っているところにカメラを設置しても何ら意味がないし、それと、学校の区域ですね、2キロ、3キロの小学校もありますが、範囲にかかわらず5台しかつけないんですか。

以上です。

○会長 はい。

では、区のほうから回答をお願いします。

○地域安全担当課長 はい。ご指摘ありがとうございます。

最初のご質問の258台につきましては、区のほうで設置しております街角防犯カメラのみの台数でございまして、防犯協会に設置してある防犯カメラについては、別の数字としてカウントしております。

それから、公園に対するカメラの設置につきましては、所管のほうで検討はしているものと思いますが、現在のところは、全公園にその公園内を映すカメラというのは、設置されていない状況なんじゃないかなと考えておりますが、そのフォローとしまして、もちろん街角防犯カメラにつきましては、公園の周辺につきましても、通学路で、通学路からちょっと外れたような、まさに通学路で帰っているけども、家に帰るときはちょっと逸れて帰ってしまうような、そういったところも十分にフォローできるような形で、犯罪の発生件数ですとか不審者の出没状況、そういったものを警察のほうとも情報共有しながら設置していこうかなということで、年間12台ずつの設置ということで進めてまいりたいと思います。

それから、カメラの総件数で申しますと、防犯協会の防犯カメラというのが、補助金の見直し等々の趣旨もありまして、若干、助成そのものの制度は縮小傾向ということで進めてまいるような方向でおりますが、それを補填するという意味合いも含めまして、街角防犯カメラ年間12台、通学路防犯カメラは、今年度については60台、来年度については55台ということで、トータルの数ではマイナスにならないような形という台数の設置方針で検討を進めているところでございます。

いずれにしても、現在のところは、防犯カメラの設置、杉並区を考えますと、23区でも本当にトップクラスという台数になっておりまして、引き続きハード、ソフト両面で、区の防犯力が低下しないような観点から、防犯対策は進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員 防犯協会に対する補助金のカメラですが、30台減らして、じゃあ12台ずつつけますというけど、それは、やはり各小ごとに4台ずつという話でありましたが、やはり警察が何か事件があって見るときに、一々5,000円払わないと見させてくれないんだと。そんなばかな話がどこにあるんだというふうに私は考えておりますし、また、区長がどうして

全公園をつけましたと、つい先週ですか、話をしたら、そういう認識をされているし。じゃあ、区長は何を根拠に全部つけたという話をされているのか。

それと、防犯協会——いろいろたくさん申し上げて申しわけないんですが、防犯協会に対する補助金で、街角に、うちのほうは37基ついていましたが、昨年度8基減らして29に減りました。一昨年度ですね。それで今年度になったら、希望する人には設置してそのまま置いておきますというばかな話が出ているんですが、前の危機管理室長の南雲さんと江口さんというのは、私がそれを強く要請したわけですね。要するに、壊れていても何でも、泥棒とか犯人は、これが果たして正常に動いているか動いていないかなんてというのは、認識できないでしょうと。防犯上、じゃあ補助金に対するその管理、電気代等はもう払えませんよと。じゃあそれはいいですと。それはそのまま置いておいてくださいと言うにもかかわらず、昨年度は8台、高井戸管内においては外したわけです。で、一昨年度はそういう、外したんです。で、昨年度は、希望があったらそのまま設置しておきますと。どういう規則が変わったんですか。

それと、やはり不公平さがあるんじゃないですか。これから後、4年にかけてカメラを撤去していくわけですよ。そうすると、一番初めの年に撤去した人は、そのまま撤去されっ放しで、2年目の人は、希望すればそのまま置いておきます。こんなばかな話はどこにあるんですか。じゃあ、一番初めにつけた人に対しても、やはり平等性を欠くんじゃないですか。であれば、区の費用で外したものを元に戻すべきだと私は思いますが、いかがでしょうか。

○危機管理室長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

本日、全体会議の中で防犯カメラについてご意見いただいているところでございますが、他の議題等もおありかと存じますので、この件については、また別途、時間の中でお話し合いをさせていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○委員 会長、どうですか。

○会長 そうですね。もうちょっと、何か概要でも少しお答えいただければいいかなと思うんですけどね。

○危機管理室長 防犯協会に設置をしていただいておりますカメラにつきましては、区からの補助金という形で設置していただいている、管理を防犯協会のほうにお願いしたところでございます。この間にもメンテナンス費用等々もかかりまして、全体のバランス等々も考えまして、補助金については、これをもって終わるという考え方を示しました。

ただ、先ほど課長のほうからご報告申しましたとおり、設置台数といたしましては、この3年間で通学路に、各小学校の管内に5台ずつ設置するというようになっておりますので、200台以上のカメラを設置することで、全体としての台数の減にはならないような形で取り組みをさせていただいているところでございます。

あわせて、区内のカメラ、ビル防犯団体の皆様の設置もでございます。また、商店街におきましても、補助制度を利用して各商店街でも設置を進めていただいているところでございまして、警察の皆様ともご相談しながら犯罪状況等を見ながら、区のカメラのほうの設置は、引き続き継続して行うということで進めさせていただいているところでございます。

また、公園のカメラのお話がありました。これまでプライバシーの観点から、公園にカメラの設置ということについては、どちらかというに進めてこない方向でいたかなというふうには思います。ただ、昨今の情勢等もありまして、所管においてもそれぞれ検討が進められるものというふうに考えております。現実には設置をしたところもございます。ということで、全圏に設置をしたものではございません。私もその場に、区長の発言のときにおりましたけれども、全部につけましたということではなかったように、私は記憶してございます。

○委員 答えになっていないですね。

○会長 ありがとうございます。なかなか、これね、質問に対して明確に決断して答えるというのは、多分区としてもなかなか難しいと思いますので、しっかり回答を伝えるように、あるいは公表するように、よろしく願いいたします。

よろしいですか。

では、特に、ほか、ないですか。じゃあ、どうぞ。

○委員 すみません。よろしいですか。街灯について、ちょっと質問させていただきたいんですけれども。

私の家自体が中野区と杉並区の割と境のところにあって、中野区に入ると、もうLEDがすごい進んでいて、すごく明るいんですね。で、一步こう杉並に入ってくると、全くLED化されていなくて、非常に暗いんですね。もう、本当に一目瞭然。明るい、暗いというものなので、杉並区のLED化は今どの程度進んでいて、これからどういうふうにしていくのかというのをちょっとお伺いしたかったんですけど。

○会長 はい。防犯灯ですね。防犯灯の。

○環境課長 私、環境課長で、ちょっと所管外でございましてけれども、ちょっと私の記憶

でお答えできるところはさせていただきたいと思います。街路灯、道路上にある街路灯を管理しているところは土木担当部、土木事務所がつけるところでございます。そこに所属していたことがございます。

街路灯については、約30メートル置きに設置しているんですね。十分な、これは東京都の基準ですとか国の基準ですとかを見ながら、正しい、必要な照度、範囲を見て、そしてつけていると。

ただ、先ほどちょっとございました、実はちょっと死角になっているようなところとかそういったところには、個別に各地域の団体とか区民の皆様からお話をいただいて、現場に行って設置するというようなことも例外的にはございます。

あと、それからLEDの話がございました。実は、杉並区は、結構担当の土木の技術職がいろいろ研究しておりまして、まず水銀灯はこれからは使えないと。非常に電力がかかるわけですね。昔からある、あの水銀灯ですね。あれは、随分前から効率の高いものにかえているんですね。セラミックメタルハイドランプというようなのかかえていたんですが、そうこうしているうちにLEDが、私ども先行して行ったことによって、LEDが発達してくる前に、家庭用LED照明というのはかなりいろんなものが出てきたところが、街路灯用のLEDがなかなか出てきていない時代に、杉並区が新しい光源にかえていった。そうしたら、そうこうしているうちに、街路灯で、国道なんかはそうですね、LEDになっているところもかなりあります。そういったところが、先行したのためにLED化がちょっと進んでいないというところが、見比べるとあります。実は中野区は先行してLEDにしたんですね。杉並区もテストしていたんですが、いいものがなかったんですが、中野区は先行してやった。その辺のタイムラグがございました。

ただ、現在は、LED照明の街路灯にあるものは、非常にいいものが出てきておりますので、年次計画をもってLED化にしていくという計画を持っております。

ですから、照度ですとかそういったものはご安心をいただきたいと思うんですけども、一方で、電力の削減ということがございます。これについては、年次計画で徐々に古いものから新しいものに更新するときには、LEDの街路灯にかえていくという計画を進めると思っておりますので、そういった状況でございます。

私、所管外ですけども、大体ほぼ間違っていないと思うんですが、ちょっと一定程度お答えをさせていただきました。

○会長 はい。よろしいですか。はい。ありがとうございます。

では、はい。

○委員 特殊詐欺に対する録音電話というのは、非常に効果的だと思います。これから自動録音しますというふうになアナウンスが入りますから、大変いいと思うんですが、この貸し出しは、期限はないんですか。無期限で貸し出しをしてくださるということですか。

○地域安全担当課長 これまでに東京都から譲渡されたものの台は、745台ですね。区のほうと区内警察署3署でお配りいたしました。それも全部配付し終わりました。今年度につきましては、また新たに300台をご用意させていただきまして、今のところ今年度はあと300ということをございまして、それが上限になりますが、区と区内警察署3署のほうを窓口にして配付しておりました。

○危機管理室長 貸し出し期間に。

○地域安全担当課長 貸し出し期間につきましては、今回、区のほうでお配りしているのは譲渡ということになりますので、貸し出しの期限はありません。

○委員 非常にあれは有効だと思いますので、ぜひお願いします。

○委員 じゃあ、すみません。

○会長 はい。

○委員 防犯カメラについてなんですが、防犯カメラの設置をする。今、学校のほう、学校の通学路についても、何かこれから設置すると。その設置の方法は、方法というより、例えば申請して、するのですか。それとも、区のほうでここがいいという形でつけるのか。その辺の基準を教えてくださいたいんですが。

それはちょっと、今私が危惧している、私どもの、ちょうど住所でいいますと西荻北2丁目の1番地、2番地とその近くの2の5のところに、正式な形ではわかっていないんですが、保育、子供を預かるという設備を何か50人規模のが私的なところでやるといううわさが流れておりました。まあ確かに、チラシなんか職員募集というチラシもあるんですが、その場所が、コインパーキングとそれから反対側のところに自転車置き場とがあつて、非常に交通の激しいところなんですね。住宅街なんですが。そのときにしょっちゅう接触事故が。接触というよりも、危ない急ブレーキをかけたりするような場所なので、そういうところを区のほうで把握して設置していただいているのかどうか。ちょっと、外から見ると、全然状況がわからないもので、ちょっとお聞きしたいと思います。

○会長 はい。お願いします。

○地域安全担当課長 通学路の防犯カメラのほうにつきましては、教育委員会のほうが主

管になるんですけども。その設置に当たっては、まず学校の P T A の皆様の意見等々を収集して、それで教育委員会のほうが、実際に現場通学路を実査しまして、ある程度の候補場所を選定すると。それを、うちの地域安全のほうで持っております街角防犯カメラと場所的に競合しても仕方がないので、そこら辺のバランスを考慮しながら設置場所は検討しています。その実際の危険箇所だとか事件、事故の情報というのも、P T A の方々からのお声が上がってくれば、反映できる形で、設置場所も検討できているものと思っておりますが。

○委員 わかりました。

○会長 はい。ありがとうございました。

それでは、ちょっと時間もありませんので、先に進みたいと思います。

それでは、続きまして、路上喫煙対策についてご報告をお願いいたします。

○環境課長 では、環境課長から路上喫煙対策についてご報告をいたします。座って説明させていただきます。

路上禁煙につきましては、防止指導員による指導の実績を積んでまいったところがございます。まず、資料の過料徴収及び指導の実績でございますが、1の(1)25年度から(3)27年度までの表により実績を掲載してございます。

指導についてでございますが、全体としましては、年度を追うごとに減少をしております。しかしながら、地区別に見ますとふえている地区がございます。また、例えば高円寺と阿佐谷が比較的指導する件数が多いという状況でございます。

それから、2の歩きたばこの調査も実施してございます。実態調査をそれぞれの駅近辺で行ったところがございます。25年度から27年度、そして28年度の第1回調査結果を掲げてございます。

裏面に参りまして、吸い殻の調査でございます。たばこを吸った後の吸い殻がどのくらい落ちているかという調査の結果を記載したものでございます。

以上ごらんいただきましたように、歩きたばこは減少傾向にございますが、吸い殻につきましては、私どもの安全美化条例施行前より大幅に減少しているとはいえ、それなりの数が落ちておりますので、引き続き喫煙は啓発活動に努めてまいりたいと考えてございます。

また、安全美化条例におきます各駅周辺が禁煙地区になっていることは、皆さんご案内のことだと存じますけれども、この禁煙地区内での違反者につきましては、年々減少傾向

にございます。しかしながら、この禁煙地区に入る前、特に、駅に向かう通勤経路などにおきましては、歩きたばこやポイ捨てが多いという情報が区民の方から多数寄せられている状況もございます。

私どもといたしましては、こうした対応として、こういったポイントに重点的に指導を展開してございます。ことしも早朝、朝7時半から、禁煙地区のちょうど外側のあたりに職員を配置いたしまして、違反者を見つけた際には、歩きたばこを控えるようにという注意喚起、そしてティッシュペーパーや携帯の灰皿などをお配りして、啓発活動をしているところでございます。

こうしたことから、一定のルールは周知できているとは存じますが、まだまだ、一方ではマナーなどを守っていただかない方もいらっしゃいます。路上禁煙のステッカーなども地域の皆様のご要望などを踏まえまして、路面に張るよう貼付して注意喚起を行っているところでございます。

その他、民間の指導員、それから喫煙所の清掃をしていただいておりますシルバー人材センターも活用して、効果的な指導となるよう心がけているところでございます。

私の報告は以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございます。

では、この件に関して、何かご質問はありますか。どうぞ。

○委員 2点ありまして、1点目なんです、高円寺、阿佐谷でやっぱり指導件数がふえているということは、新しく転入されてきた——転入・転出が激しい地域ですので、やっぱり住民票を届ける転入の際にも、こういうマナーとかルールの話というのはやっぱりしていく必要があるんでないかなというのが、まず、ちょっと1点思いました。

2点目なんです、やっぱり過料徴収は減ってはいても指導件数が多いので、たばこを吸われる方も、例えばたばこ屋の前にある灰皿とかで、私有地のところで吸っているとか、やっぱりそういう新手のことを考えていると思いますので、そこのところをもうちょっと考えてほしいなと思うんですけども、その辺のご認識のほうをちょっとお伺いしたいと思います。

○環境課長 お答えいたします。

○会長 お願いします。

○環境課長 高円寺、阿佐谷地区。若い方の転入ですとか、確かに杉並区は、今、人口がふえているところもございまして、転入者が多いところも、若い世代で単身という

方が多いと思います。

今おっしゃったように、工夫はさせていただきたいと思っております。いいご示唆をいただいたと思っております。すぐに何ができるかということはちょっとこの場では申し上げにくいところがございますけれども、対応していきたいというふうに思っております。

それから、禁煙の地区で、路上ではなくて私有地ですね。先ほど私の報告で、路上禁煙地区になっていなくて、ちょうどその手前のところでポイ捨てがあると。実は、たばこ屋さんですとかそういったところに、私有地の中に灰皿を置いていただいているところがございます。それが適切に管理されていれば、近隣からの苦情はないんですね。仮に歩いてたばこを吸って来た人が、そこでちゃんと吸い殻を捨てるという、プラスの面はございます。ただ、それがぎりぎりのところで、灰皿がある、と。私有地にあるんですが、そこでたばこをお吸いになっている方は、路上で吸っていて煙が出てくると。それが、例えば副流煙について苦情があるというようなこともございまして。

一方で廃止をしたところもございます。そうしたら、ポイ捨てがふえたと。じゃあ、どう対策をするんだというようなご相談も承ったりすることがございます。

ただ、私どもこういった条例を持っていて、そしてマナーを守っていただくように啓発をしております。ただ一方で、たばこをお吸いになる方というのは、権利としてはございますので、そのバランスについては、これはもう何年もたつんでございますが、だんだん時代とともに変わっていく課題もあるし、ずっと変わらない課題もあるし。そういったところで、私ども環境部環境課としては、いろんな力を使いながら、また皆さんのお声を聞きながら、何とか対応していくというところでもございまして、こういった生活安全協議会も、皆さんからのご意見をいただくということで、非常に重要な機会だと思っております。どうぞご理解いただきたいと思います。

○会長 はい。よろしいですか。

○委員 はい。

○会長 はい。

ほかによろしいですか。

○委員 いいですか。

○会長 どうぞ。

○委員 私、いつも思うんですけども、杉並区からが喫煙の問題を提言しましたよね。あれから、もう8年ぐらいたちますか。それで今、全世界というか日本全国、全世界に広が

りましたね。やっぱりこれは全部杉並区の皆さんの意見で、全国の病院でもどこでもたばこは吸っちゃいけないとか、そういうことを取り上げたのは杉並じゃないかと思います。やっぱり杉並区のやったことが世界にまでつながっているんじゃないかと、つくづく私は思っています。どうもありがとうございました。

以上です。はい。

○会長 はい。ありがとうございました。

○環境課長 すみません。お褒めの言葉をいただき、ありがとうございました。ただ、一方でまだ解決できないこともございますので、鋭意努めてまいりたいと思います。

すみません。ごめんなさい。実は、転入時の際に、杉並区の便利帳を新しい区民の方にお渡ししてございまして、現状、その中に禁煙地のマップですね、6地区構成とそれから条例を書いたもの、あれを挟み込んでおります。ただ、効果的な方法については、引き続き検討してまいりたいと存じます。

○会長 はい。ありがとうございます。

ちょっと、私から一つ。この歩きたばこ実態調査って、どうやって調査しているんですか。

○環境課長 はい。これ、比較するために定点観測をしております。で、25年度から26年度、「調査（平均）」と書いてございますが、年に2回、春先とそれから秋に6地域ですね、路上禁煙になっているところのこの6地域に職員が張りつきまして、朝の7時半から9時までそこで職員が張りつき、そして歩きたばこをしている件数をカウントしているというものでございます。

○会長 ああ、なるほど。

○環境課長 あわせて注意をするということでございます。

○会長 1時間半ですか。7時半から9時、1時間半でこういう人数という感じなんですね。

○環境課長 そうでございます。

○会長 ああ、なるほど。わかりました。ありがとうございます。

はい。ほかによろしいでしょうか。

(なし)

○会長 はい。

では、続きまして、3番目、資源持ち去り対策について報告をお願いします。

○杉並清掃事務所長 清掃事務所の江川でございます。

それでは、座ったまま失礼でございますけれど、説明、報告をさせていただきます。資料3をごらんいただきたいと存じます。

まず最初に、平成28年度の実績でございますが、収集・運搬禁止警告書の交付件数、これは0件になります。それから(2)でございますが、収集・運搬禁止命令、こちらは11件。3番目でございますが、告発件数は2件と。氏名等公表者数は6件ということでございます。公表期間は記載のとおりでございます。

G P S の追跡調査件数でございますが、今年度はまだ行っていないということで、実績はございません。

表でございますが、24年度から5年間の実績を記載してございますが、傾向としては、年々年々減っていているということでございます。

平成21年度に改正条例をして行ってきたわけですが、そのときは、警告件数50件、禁止命令は190件と、かなり多かったというのは皆さんもご存じだと思いますが、昔はたくさんいたと。いわゆる持ち去り業者がたくさん横行していたということでございます。で、パトロールそれから皆様のご協力もあって、年々年々減ってきていて、もう今は、もう10事業者というんですかね、主なところが少数になって減ったことによって、実績も減っていているということでございます。

続きまして裏面になりますが、持ち去り行為の現状でございます。

持ち去り違反者に対する警告件数は、先ほど表にあったとおり、25年度、26年度、2年連続で0件ということでございます。27年度は警告が1件ということで、今年度は0件でございます。

先ほど申し上げたように、違反者はもう特定少数に限られて、こちらも顔と名前それから車両番号も認識しているというところでございます。で、今後も、区民の皆様が出していただいた貴重な資源、これを確保するためにパトロールを強化していきたい。そういうためには、警察とも、きょう3警察の生安課長がお見えでございますけれども、そこと協力をしながら、何とか根絶に向けて頑張っていきたいと思っております。

特に、今、区民の方から私どものほうにお叱りのお電話をいただくのが、抜き取り業者が、例えば一方通行を逆走しているとか、通学路を猛スピードで走り抜けていると。いわゆる持ち去りをするだけでもけしからんのに、そういった危険な運転をしているということもございますので、この辺も警察署と協力しながら、何とか対策をとっていきたいと考えてございます。

3番目でございますが、GPSによる持ち去りの調査でございます。これは、平成25年度に関東製紙原料直納商工組合とリサイクル協同組合と共同で行ったものでございます。25年度は3回実施したところでございますが、26年度に効果を高めるために、新たな業界団体を加えて、覚書を締結したというところでございます。で、その覚書に基づいて、古紙根絶に向けて、GPSを活用した追跡調査を行っているということでございます。27年度は3回実施しているところで、27年度は4回実施しております。

追跡の結果、どこに私どもの抜き取られた古紙が入ったかというのは、把握はしているところでございます。大体古紙問屋に入ると、そこでプレスをされて、電波がとまってしまいうんですけど、たまたま運よく潰されないで、その後も追跡が、昨年できたんですね。それが、どうも晴海埠頭のほうに行って、海外に流れていくんだなというところまではわかっている。

ただ、これは杉並区が実施しているものではなくて、協力している関係で、私どものほうで、これに対して行政指導とかできないのがちょっと歯がゆいところでございますが、今後もこういう協力関係を続けてまいりたいと思っております。

私からは以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございました。

では、これに関して、ご意見、ご質問ございますか。

○委員 27年度が、26年度に比べてふえていますよね。それと、ことしは減っていますということですが、これ、中国の経済や不況のために資源の価格が下がっているということも影響しているんじゃないかと思いますが。

いきなり禁止命令書を出しているんですか。その前に警告を出されて、警告を何回出したから禁止命令を出すというふうにはやっていないように、いきなり禁止命令、ことしの、多分二十二、三件になるんじゃないかと思いますが、28年度は11件あるんですが、それぞれどういう方法でやられているのでしょうか。

○杉並清掃事務所長 はい。今ご指摘いただいたとおり、禁止命令を出すためには、その前に警告を2回続けて行くと。その後に初めて禁止命令ということになりますので、そういう手続を踏んで行っているということでございます。

○環境課長 警告ですね。

○杉並清掃事務所長 ごめんなさい。警告1回です。申しわけございません。

○委員 だって、警告を出していないじゃない。

○会長 ありがとうございます。

これ、あれですか、禁止命令件数11というのは、警告した上の11件なんで。これ、警告件数は警告でとまっているのが警告です。

○杉並清掃事務所長 ごめんなさい。警告件数がゼロなのに、11はどういうことだというお尋ねですか。そういう……

○会長 そうですよ。これ、禁止命令は、もう、警告した上の禁止命令だから。

○杉並清掃事務所長 はい。

○会長 この11件は、当然警告を11回やって、11件禁止になったということですね。

○杉並清掃事務所長 はい。そういうことです。

○会長 警告件数というのは、警告でとまっている、警告までということですね。

○杉並清掃事務所長 そうです。はい。

○会長 そういう認識でいいわけですね。警告でとまっているのが警告件数で、禁止命令は当然警告を踏まえての禁止だから、最終的なものが、禁止が11件で警告がゼロと、そういう認識ということですね。

○杉並清掃事務所長 はい。おっしゃるとおりでございます。

○会長 はい。よろしいですか。ありがとうございます。

ほかによろしいですか。どうぞ。

○委員 すみません。区としてどれくらいこう、実態を追っているかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

これ、件数が今年度減っているというのは、回収の金額が、いわゆる新聞紙とか雑誌の古紙回収金額が下がっているのと、あとはやっぱり新聞とか雑誌を読まなくなっているんで、やっぱり古紙そのものが減っているという全体の状況があると思うんですね。

あと、区の多分取り組みとしては、前より委託を受けた区の回収業者さんの回収の時間がやっぱり早くなっている。やっぱりそこで、こういう違法で持ち去り行為がそもそも起こりにくくなっているという、そういうような認識があると思うんですけども、その辺ちょっとどういった状況認識というかお伺いしたいと思います。

○杉並清掃事務所長 はい。今ご指摘のあったとおり、まず古紙全体の量が減っているというのは実態としてございます。新聞の購読が減ったとか電子図書等が普及して、紙全体が減ったというのが、まず実情としてございますよね。

その中で、こういう禁止命令等々が減った理由というのは、先ほど申し上げた業者、抜

き取り業者が、持ち去り業者が減ったということもありますし。それと、時間帯ですね。もうご指摘のとおり、私ども早朝パトロールも行っていますが、夜中に持ち去るということも確認はできています。そういった面で、私どものパトロールの体制を今後どうしていくのか。まあ24時間パトロール体制をすれば、それは問題ないんでしょうけれど、費用対効果等々もございますので、そういったことも今後の課題として考えていかなきゃいけないのかなと思ってございます。

○会長 はい。よろしいですか。

（ なし ）

○会長 はい。

では、続きまして、では、次に進めたいと思います。

それでは、次は、4番目ですね。管理不適正住宅、ごみ屋敷の対応についてご報告をお願いいたします。

○環境課長 はい。環境課長からご報告いたします。管理不適正住宅、主にごみ屋敷などの対応についてでございます。

ごみ屋敷などにつきましては、杉並区の生活安全及び環境美化に関する条例に基づきまして、不良な状態の土地や家屋の指導を実施しているところでございます。

不良な状態はどういったものかということでございますけれども、大量の廃棄物、ごみをご自分の敷地の中に放置をしたり、また、庭の樹木の管理が不徹底で伸び放題というところがございまして、その伸びた枝が隣家に伸びているとか、ご自分の敷地が面している道路に伸びてきてしまっているというようなことがございまして、安全美化条例に基づいて指導などを行っているところでございます。

これらへの取り組みでございますが、現場を確認をし、文書などで是正を促すとともに、なかなか中には困難な事例、ほとんど困難な事例なんでございますけれども、直接ご本人とお会いをして、現状を確認した上、是正していただくというように説得をしているという状況でございます。

また、この当事者におきましては、そういった状態になる要因というものもございまして、さまざまなご事情もございまして。そういったところから、保健、福祉、医療などの関係者との連携をとりながら、それぞれのご本人の健康面、生活面などについてもご相談に乗る場合もございました。そういった支援をするということも行っております。解決するには時間が長くかかる事案が多くございますが、私どもも粘り強く対応した結果、解決に

つながったものも多うございます。

いろんな、ごみ屋敷につきましては、区に要望をいただいているものが、大体年間で 30 件ほどでございます。このうち私どもが優先事項として現在取り組んでいるのが 10 件程度でございます。是正指導を強化しているところでございます。

次に、二つ目の空家等への対応でございます。

こちらは、何が違うかと申しますと、ごみ屋敷と違って居住者がいないという住宅でございます。空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されました。これを受けまして、杉並区では、学識経験者などから成る「杉並区空家対策協議会」を設置したところでございます。そして、空家対策法を所管する空家対策係を都市整備部建築課に、この春に設置いたしました。そして、区の空家対策指針となる「杉並区空家対策計画」を本年の 8 月に策定したところでございます。今後一層、建築、環境、住宅などの各分野が密に連携して、不適正管理の是正指導や、有効な利活用などの検討に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございました。

では、この件につきまして、ご意見。

どうぞ。

○委員 今、空き家のほうなんですけれども、この杉並区で今空き家はどのくらいあるのか、ちょっと数は後で教えていただきたい。で、その空き家の年数とかそういうものを調べた上で空き家と判断しているのか。人間が住んでいないから空き家なのかという。今わからない、所有者がわからないと、こう言っていますが、だけど、所有者というのは必ず出てくるんですよね、どんな形にしても。だから、やはり私どももこれに携わっているものですからあれなんですけれども、とにかく所有者を最初に調べるということを恐らくやられているんだろうと思うんです。で、私どもの部門の中に入っておりますので。杉並区はどのくらいあるんだろうと。主に他県のほうを今やっておりますので、そういう関係でちょっと聞きたいなと思って。よろしく申し上げます。

○環境課長 お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、空家等対策特措法ができ、それから杉並区で、専管のそういう組織もできました。建築課のほうで、空き家として昔からカウントしていたものもございますけれども、今 400 軒というカウントをしてございます。

それで、今、委員おっしゃいました、どういったものが空き家と認定しているかというところがございますけれども、まず、当然所有者については、登記簿をとればわかりますので、まず、それをさせていただいております。それと、近隣からの情報で、その建物が一体どういう状態になっているのかと。いや、ちょっと遠方に親戚の方がいらして、1年に1回は来て面倒を見てるよというの、中にはあると思うんですね。そういった近隣からの情報も得つつ——それから、今回法律ができましたので、どういったものが空き家に認定するかという基準ができました。で、それに当てはめて、空き家というのを認定してございます。

ですから、単に人がいないからというところで、それを厳しく空き家として指導等取り締まっていくというのではなくて、法律に基づいた基準、それからその他の情報、そういったものをあわせながら対応しているというところでございます。

○委員 空き家というものに、たくさん私どもで紹介をずっとやっておりますのでね。たくさんあるんです。けども、空き家じゃないよと。そういうひとり住まいで、今、入院しているんだよと。そういうのが、3年間ぐらい入院している人もいるんだね、ずっと。これは空き家とは判断しにくいなど。そういうこともあるんだよ。

それで、今、消防の方もいらっしゃるけども、空き家がどれくらいあるかというのを今から10年くらい前に調べたことあるんです。そのときにも、各地域のほうから数を見ると、阿佐谷だけでも大変な数だったんですけども、非常に、空き家といっても、ひとり住まいというのがあるから、まあぼろになったけど、あれは空き家なんだよと地域で言うのはおかしいと思うんだよね。大変失礼だと思う。人の建物を、人の土地の中の。そんなことを言うんなら、自分でちゃんとしっかりせいと言いたい。だから、そういうちょっと、もう少し空き家について、すごく言いたいことがたくさんあるんです。そのものが、本当に空き家というのはどんなものかなと。本当にぼろぼろで住まえないというならば、空き家でもしょうがないかなと。建物に行ってみると、きれいでね。そして、中にいないだけで空き家だと。それは、空き家をどうこうする役所もおかしいと思う。隣人の人たちがそれだけつき合いをしていないということなんです。隣組で、おはよう、こんにちを言うだけなの。どこに住んでいるか、どこに行っているかぐらいはわかるはず。もう少しその辺を、住民とのタイアップ、隣組のタイアップをしていくことも大切だから。区は、どういうふうに説明をこうやっていただくことをお願いしたいと。隣組なんていう、マンションに住んでたって、隣の人は誰が住んでいるかわからないと、みんなそういう返事をする。だ

から、それと同じだよ。

だから、マンションなんて空き家がいっぱいあるんですよ、今。アパートもそう。住んでいないところ、いっぱいあるんです。そういうのをどうするんだと。そういうことをおざなりに、ただ一軒家だけを空き家、空き家、空き家みたいなところ、騒ぎ出して。まあ、それは、有識者の先生方がいろいろ考えて、人のものだから空き家にしちゃえと。私はそういうふうには考えていない。

すみませんでした。文句を言いました。

○環境課長 ご意見いただきまして、ありがとうございます。

空家特措法、先ほどのちょっと繰り返して恐縮なんですけど、空家等対策特措法ができ、杉並区として空き家の対策の計画をつくりましたので……

○委員 いや、法律的にはわかっている……

○環境課長 「特定空家」というふうに認定すると、その法律に基づいて指導、勧告をして、除去しなさいというふうになるんですが。それは、まさしく、もう本当に誰が見ても、もう、人が住めるような状態でない。建築基準法から見ても、もう建物はだめだと。それから誰もまともに管理をしていなくて、数十年放置されていて樹木が繁茂している。こういったものが特定空家というふうに認定されるんですね。

それで、今ご懸念の、曖昧だったじゃないかというようなことがございます。こういった法律と、杉並区が計画をつくりましたので、そこできっちり、線引きという言葉が正しいかどうかわかりませんが、ご懸念のところは一定程度は払拭できるのではないかと思います。

じゃあ、実は入院しているんだとか、ちょっと、例えば千葉とか埼玉とかに親戚の方がいらして、1年に1回は、樹木の剪定に来るんだということで、調べると、実はあるんですね。それらについては、私ども環境課のほうで、個別に時々、先方のご住所と連絡先を聞きまして、近隣からやはり、また樹木がこうなっているよと、ひどくなっているよということが起きると、通報をいただきます。そうするとその方に、ご親戚の方にご連絡すると、1年に1回剪定に来ていただけたらとか、そういった事例も多数ございまして、複合的な対応に努めてまいりたいと思いますので、ご意見も承りながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○委員 はい。わかりました。

○会長 はい。

○委員 よろしいですか。

○会長 はい。どうぞ。

○委員 方南小学校の正門のところに、すぐそばに、駐車場の土どめのブロックがもう傾いて、いざ今度震災があったら崩れちゃうんじゃないかということを相当以前から申し上げているんですが、塀のところに線を引いて、ここは危ないということだけでですね。確かにいろいろな難しいことはあるとは思いますが、学校の3分の1を、もうブロック側に、ここは危険ですとそのままになっているんですが、子供の安全を考えると、やはり抜本的な対策というのは必要で、確かに所有者には区のほうはもう何年も前から交渉しているというふうにお聞きしていますから。何とかならないんでしょうか。

○環境課長 申しわけございません。またこれも所管外の非常に重大な問題で、私はその場所のことを存じております。所管外で恐縮でございますが、あそこは確かに今、委員おっしゃいましたように、所有者と建築防災の観点から対応しているところでございますが、なかなか所有者は対応してくれない。

そういったところで、対症療法と申しますか、区のほうでできることをやったんですが、あそこに実は大きな木があったんですね。あの木については、ご近所の方にいろいろご意見を聞いて、子供の安全を優先させてくれないかというお話で伐採させていただいて、道路を広げたということがございます。

ただ、非常に危険な場所ということは、引き続き区の建築防災のほうも認識しているところでございますので、また、きょうこういった意見がございましたということで、伝えさせていただきたく存じます。ありがとうございます。

○会長 はい。ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

（ なし ）

○会長 では、続きまして、関係行政機関からということで、区内3警察署の最近の犯罪件数、その傾向などについて、報告をよろしくお願いたします。

○委員 まず、すみません、荻窪警察署の生活安全課長です。どうぞよろしくお願いたします。とりあえず、いつも大体杉並にやってもらうんですけども、まずは全体的なところを私がやって、その後、補足があれば、お二人にお願いしたいと思います。

当署管内の犯罪情勢につきましては、お手元の資料のとおりなんですけど、本年9月末現在における刑法犯の認知件数が998件、前年同期比がマイナス218件ということで、約大体

18%、19%減少しているところでございます。

刑法犯の総数につきましては、杉並3署ともに減少しておりまして、これは警視庁全体の流れとしてもそのとおりでございます。要は、東京都内の刑法犯認知件数というのは全部下がっていますよと。

この横の指定重点犯罪と書いておりますけれども、刑法犯認知件数というのは、万引きですとか自転車泥棒も含みます。当然、都民の方に、何でしょう、言わせると、といいますか、やっぱり自転車泥棒よりも私の家に入った侵入盗、泥棒を捕まえてくれとか、強盗を捕まえてくれという思いが大きいので、この1、2、3、4、5、6、7、七つの罪名を合わせたものを指定重点犯罪。要は、都民の皆様方により不安感を与える罪種を指定重点犯罪として位置づけまして、検挙と防犯の両面から重点的に対応しているところでございます。

で、この指定重点犯罪の総数につきましても、3署ともお手元の資料のとおりで、全部昨年同期比と比べてマイナスと。これは警視庁全体、都内における総数につきましても、マイナスとなっているところでございます。

他方で、個別の犯罪を見ておりますと、杉並さんは何かすごくよくできているんですが、当署はあんまりよくできていなくて、特に特殊詐欺につきましては、前年同期比でプラスでなっております、今後はこの特殊詐欺をいかに減らすかというところに重点を置いて、今現在やっているところでございます。

また、マイナスの要素として大きいのは、やっぱり侵入窃盗なんですね。ですので、侵入窃盗というのが、昨年同期比と比べて2桁マイナスになっているからこそ、全体がマイナスになっていますので、また侵入窃盗としてどういう取り組みをやっているかについて、今からお話をしたいと思います。

特殊詐欺につきましては、オレオレ詐欺というのが——特殊詐欺というのは、六つぐらいの態様がありまして、その中でも、オレオレ詐欺というのは、お孫さんですとか息子さんなどの親族をかたって、その身を案じた高齢者から老後のためにこつこつ貯めたお金をだまし取るというところが一番悪質だということで、当署は考えております。

そのため、どこの署でもやっているということなんですが、荻窪警察署管内に41の金融機関があるんですが、その金融機関に申し入れをいたしまして、60歳以上の方が窓口で現出し、100万円以上の現出しをした場合には、必ず引き出し理由を聞いていただくとともに、銀行、金融機関の職員の方にですね、金融機関の人が声をかけると同時に、当署に、

荻窪警察署に通報してもらっています。まあ、ホットライン通報というふうに俗に言っているんですけども。で、通報を受けた当署では、私服の警察官ですね、刑事と生安1名ずつをその金融機関に派遣して、現出しをしているお客さんとお話をして、だまされていないかということを確認しております。

当署は、これで実際にだまされていたということで、被害を防止したのが18件ございまして、警視庁全体の中でも上位に入る防止件数だというふうになっております。9月末までに、金融機関からホットラインというのは、286件ございました。

あと、今のが特殊詐欺につきましての水際作戦なんですけども、やっぱりこれはあくまでも水際ですので、じゃあそもそも金融機関に取りに来ないといえますか、最初に電話がかかった時点で、あ、これは詐欺だなというふうにわかってもらうことが、高齢者の方にわかってもらうことが一番いいことなので。

じゃあ、そのためにどうしているかといいますと、キャンペーンを実施してみたり、防犯講話をしてみたりしております。特に、高齢者の方に直接働きかけることが必要だということで、杉並区にゆうゆう館という施設があるんですけども、そこに来る、マージャンをしに来たり、カラオケをしに来たり、何かいろいろな催し物をされているんですけども、ゆうゆう館と連携をとって、そこに来た方々に対して、防犯講話というのを毎日か2日に1回ぐらいやらせていただいております。ただ、だまされる人は全然聞いていないので。全然聞いていないです。早く終わんないかなとか、きょうのご飯は何にしようかなといつも考えているようで、そういうことをしても、だまされる方はだまされます。

なので、うちの署でやっているのは、戸別訪問ですね。戸別訪問というのをやっています。何のことかといいますと、荻窪警察署管内に60歳以上の高齢者の方は約2万1,000人いらっしゃいます。で、そこにピンポーンとやって、戸別に回って、お話をさせていただく。1人大体40分から1時間ぐらいお話をし、最初にいきなり行っても何の勧誘かというふうなことからは始まりますので。あなたは一体どこの誰だという、あなたの話なんて聞きたくないみたいな話からは始まりますので、大体話を聞いていただくのに、もう、大体40分から1時間ぐらいかけて、1名ずつ地道にやっているとございまして。なかなか、これもそんなに人をかけられませんので、やはり特殊詐欺、昨年度と比べてふえておりますが、そういう地道なこともやりつつ、1件でも、これ、だまし取ったお金は、基本、暴力団に流れますので、そのお金を阻止するために特殊詐欺の根絶ということでやっております。

侵入盗をしゃべると言いましたが、時間もあれですので、ほかに振りたいと思います。

○委員 数は先ほど言ったとおりなんですけど、高井戸管内もやはり特殊詐欺がふえていまして、昨日現在で1件ふえて32件、被害総額が約1億4,000万ということで、銀行は今言ったとおりホットラインもやっているんですけど、結構、やはりたんす預金をしている方が多くて、銀行まで行かないで、もう、家のたんす預金を渡しちゃうということも多いので、やはり戸別訪問もしかりなんですけど。

高齢者に対する対策は先ほど荻窪の課長が言ったとおりなんですけど、やっぱり若い人にも対策が必要で、定期的に、家族のきずな、コミュニケーションをとるように、お父さん、おじいちゃん、おばあちゃんに定期的に連絡するように、若い人にも呼びかけています。特に、学校なんかでセーフティー教室で行くんですけど、小学生の子供たちに、お父さん、お母さんに言うんだよということで、「おじいちゃん、おばあちゃんに、振り込め詐欺がはやっているから、定期的に連絡をとって、家族のきずな、コミュニケーションをとるようにお願いするんだよ」ということを子供たちにも呼びかけていますので、それで少しでもなくなればいいなと思っています。

あと、防犯協会の青パトを利用して、青パトに街宣許可をとって、テープを吹き込んで、管内を回って、テープを、停止して流すようにしております。

○委員 杉並警察です。

先ほど荻窪警察、高井戸警察の課長からお話があったとおり、振り込め詐欺対策、私たちのほうでも重点を置いてやっております。毎月、新聞のほうに、広報杉並警察ということで、広報活動ですね、チラシ等を配らせていただいて、あと回覧板を回させていただいて、情報提供等を行っているところであります。引き続き、皆さんよろしくお願いします。

以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。

では、今、警察署のほうのご報告等について何かご質問。どうぞ。

○委員 振り込め詐欺に関しての、ちょっと個人的な経験に基づく意見なんですけど、まず、振り込め詐欺のキャンペーンというのは、毎日、テレビをいろいろ見ていると、で、やっぱり何で減らないのかなと考えると、やっぱり覚醒剤とかほかの犯罪事案に比べると、何でという、多分そのアプローチがあんまりないのかなと。覚醒剤が何でいけないのかというのは、既にもう社会的コンセンサスがあって、男性でいうと、麻薬のお金欲しさにほかの、強盗とか、犯罪に走ると。女性の場合は売春とかに行きやすいと。多分犯罪の温床になったりするからだめだというのはコンセンサスがあると思うんですよね。やっぱり先

ほどもお話があったみたいに、振り込め詐欺がやっぱりそういう反社会勢力に資金が流れるとか資金源になるという、その印象がやっぱりぼやっとしているんで、やっぱりそこがちょっと薄いのかなと。人間、やっぱり危機感を持つには、恐怖感をやっぱりある程度持っていていただくというのは大事かと思imasuので、なかなかこう、自治会とか所管の警察が動くって結構難しいと思imasuし、結局、割と本部にお伺いを立てるという傾向が強いので、やっぱりうまくちょっとそういうのを、視覚を上からこう、一種のキャンペーンみたいなのを行くといいのかなというふうには思っています。

もう一点、個人的経験でいいますと、私、ちょうど1年ぐらい前、勤めていた会社の部署が解散して職探しをやっていた時期があって、しばらく自宅にいたんですね。で、二、三件、私に、私を名乗る振り込め詐欺の電話がかかってきたんですね。それで、じゃあそういうのでこう質問責めにすると、向こうはおかしいと気がついて、電話を切るんですね。やっぱりそういう全然、違う人からこういう電話を受けたという体験談みたいなのもうちよっとなんかやっぱり広まってくると、やっぱりこれはおかしいだろうというふうなことになるんじゃないかなと思imasuんですが。ちょっとこの辺、やっぱり一度、そうですね、検討していただけるとうれしいかなと思imasu。

それで、これも個人的経験があるんですけども、やっぱり立川警察で振り込め詐欺に関するそういうのを啓蒙するために、アメリカ軍の音楽隊を呼んでコンサートとかをやっているんですけども、やっぱり、何ていうんですかね、そういうイベントとかでかこつけてもなかなか難しいと思imasuので、やっぱりもうちょっと、「何で」というのを知らしめていくことが大事かなというふうには、直接経験した身としては考えています。

以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。

何か今のご意見に対して、警察のほうは何かありますか。

○委員 ご意見ありがとうございます。

イベント——2点あったとして、振り込め詐欺の体験会、だまされた人、多分私、これはきついと思imasuので、だまされそうになったけど見破ったのほうがいいんですかね。多分、だまされた人は出てこない。

○委員 ですね。

○委員 出ないですね。そうすると、だまされた方——見破った方の、まあそういうのも一応ちょっと検討、できるかどうかちょっとわかりませんが、はい。まあ、そうです。

例えば、委員はうちから要請があったら、出ていただけそうな感じですか。

○委員 ああ、まあ、一応は、はい。協力しますよ。はい。

○委員 ありがとうございます。まあ、そうですね。ちょっと検討で。はい。

もう一点がイベントで、今のご指摘なんですけども、実情は、そうしないと、人が来ないんですね。

○委員 ああ。

○委員 1週間前か2週間前に、タウンセブン、荻窪にタウンセブンがございまして、あそこでタウンセブン祭りというのをやって、消防さんと保健所さんとうちの催し物をやったんですけど、そこで、もちろん、人を寄せるためにといたしますかタウンセブンのイベントでもありますので、何でしょう、模擬店じゃなくて、何ていうんですか、焼きそば屋さんだとか何とかって、いっぱい出ていたんですね。

○委員 はい、はい。

○委員 そこに振り込め詐欺の寸劇をやってみたり、小学生、何でしょう、ちっちゃい子供たちに対して、子供の防犯を守るために腹話術、「いかのおすし」を絡めた腹話術というのをやってみたんですけど、私が幾ら、若い——当然子供連れの皆さんに聞いてほしいので、腹話術のほうはですね、子供の防犯なので。お子さんが被害に遭わないためにこの腹話術を見てくださいよと言っても、もう、聞かない人は全然入らないです。もう二、三十分客寄せをして、やっと、席が、30人、40人の席しかないんですよ。が、やっと埋まったと。

あるいは振り込め詐欺の寸劇、東京都の青少年・治安対策本部のほうがございまして、そこが予算を使って、プロの劇団と契約しているんですね。で、その方が呼んだんですけども、これも相変わらず来なかったもので、一生懸命皆様のお父さん、お母さんがだまされないようにするためにもぜひ見て行ってください、もうプロの劇団がやりますからと言っても、全然来ないです。

○委員 ああ。

○委員 もう、なので、何でしょう、もう興味のない人には、多分興味がないんだろうなと。だから、先ほど委員がおっしゃったように、何でだめかというか、自転車泥棒もそうじゃないですか。自転車泥棒に盗まれたらどうなるかという想像力がないというか、想像しないがために、別に盗まれてもいいやとは思っていないんでしょうけども、だから鍵もかけないでやっていますし、侵入盗も、約半数から6割は、どこかが無施錠なんですよ。

玄関ドアの扉を閉めない人もいますけど、そこは閉めても2階があいているだとか。掃き出し窓、リビングのドアが開いていて、そこから侵入されるというのが多い。6割を占めるんですね。

それって覚醒剤の、先ほどおっしゃった覚醒剤であれば、これだけいつも自分の身が減ぶというのと、確かに侵入盗に入られたらどうなのというのも、うまく伝えられていないのかなと。

例えば振り込め詐欺でだまされるとどうなるかというのは、老後のためにつくったお金、こつこつ貯めたお金がなくなるということプラス、やっぱりよく言われるのは、ご家族の中の関係が悪くなるが多々言われていまして。要は、何で、例えば70歳、80歳の奥さんが振り込んでしまったら、70歳、80歳の、その連れ合いの旦那さんが、何で俺に言わなかったんだ、おまえは勝手なことをしてだとか、そうやって、息子のほうも、何で俺に電話してくれなかったんだというのを責められて、こう、何でしょう、陰悪なムードになってみたり、それでふさぎ込んでしまったりということは多々あるんですけど。確かにそれがうまく伝えられないのかもしれないですね、今まで。

それをじゃあどうやっていくかというのは、なかなかすぐには回答ができませんけども、まあちょっと、それも言うことも考えながら、今後のキャンペーンに生かしていければなと思います。

○委員 はい。わかりました。

○会長 はい。どうもありがとうございました。

○委員 よろしいですか。杉並区の防犯ニュースをこう見ますと、振り込め詐欺は70歳、80歳、90歳の高齢者がほとんどなんですね。ということは、例えばケア24と連携をするなり、また、区のほうで持っているデータをやはり署のほうに出していただくとか、いろんなことで、それは個人情報云々ということはあるとは思いますが、やはり、まあ通常考えると、何か一番高齢者、九十四、五歳ですよ。耳は遠いわ、その人は痴呆症になっていないかわかりませんが、やはり年寄り、私も含めて頑固になってきますので、やはり人のことを聞かないとかありますので、ケア24と高齢者のサポートをするところと連携して、そのためには、やはり区のほうで情報を持っていらっしゃるわけですから、何とかならないかなというふうに思います。

○会長 はい。ありがとうございます。

何か、区のほうは。お願いします。

○地域安全担当課長 確かに振り込め詐欺の65歳以上高齢者の被害率というのは、非常に高いものがあるというところで、うちも安全パトロール隊、ふだんは青パトに乗って区内を走っておりますが、特殊詐欺、振り込め詐欺対策としてということで、ゆうゆう館ですとかケア24、その他高齢者関係部署とも連携して、直接訴える機会があればということで、実際に行って、啓蒙活動のほうは現に実施しているところでございます。

情報のほうは、なかなかいろいろなハードルがあるかとは思いますが、被害を防止するというのが何よりも主眼でありますので、できる範囲の対応ということで、今後も検討していきたいと思っております。

○会長 はい。ありがとうございました。

それでは、よろしいですか。

（ なし ）

○会長 続きまして、最後の項目ですね。消防署のほうから、火災の発生件数等について、ご報告をよろしく願います。

○委員 はい。それでは、杉並署、荻窪署を代表しまして、荻窪消防署が最後にお話をさせていただきます。資料の6-1をごらんください。

一応、杉並、荻窪、両署管内の災害状況をまとめておりますけれども、一番左の杉並区内の1月から9月までですね、火災の件数等を取りまとめております。火災件数については、95件、昨年同期と比べてプラ・マイ・ゼロといったところでございます。

やはりその中身としましては、建物火災が71件と非常に多くございます。ただ、程度は、全焼、半焼、部分焼、ぼやとありますけれども、半数以上はぼやということで、面積が出ない、もしくは建物内の収容物のみで済んでいるものでございます。

ただ、焼損床面積をごらんください。全焼といえば建物全体が燃えてしまうので、イメージはつくかと思っておりますけれども、半焼も含めると7件、部分焼まで含めると、20件ちょっとだといったところですが、床面積にしますと579平方メートルということで、一般的などいうんでしょうかね、建て延べ2階建ての住宅、80平米ぐらいというふうに考えますと、かなりの数が燃えているというふうに認識していただけるかと思っております。そのほかに床面積が出ないまでも、表面積と言っておりますけれども、壁だとか天井だけがなめられたような状態ですね。こういったことでも200平米ほど計上されております。

出火原因につきましては、これは杉並区内だけではありません、東京消防庁管内全域でも、やはり放火もしくは放火の疑いが非常に多くて、東京消防庁の平均としましては、大

体3割ちょっと、これが放火または放火の疑いという傾向が出ております。多少、割合の前後はありますけれども、大体このような傾向が出ているのかなと思います。

死者につきましては、現在までのところ3人ということで、昨年同時期に比べて、1人ふえております。

また、傷者についても33人となっておりますけれども、これの大幅にふえている原因なんですけれども、8月7日、富士見ヶ丘の駅前の商店街で、火炎瓶を投げられて、15名の方がけがをされるということがございましたので、これはちょっと別と考えていただいてもいいかなと思いますが、そのために昨年同期よりも大幅にふえているといった状況でございます。

裏をごらんください。

住宅火災の件数、それから住宅火災による死者の状況ということですが、実は26年中、皆様も覚えていらっしゃるかと思いますけれども、26年中、1年間に杉並区内の9名の方が住宅火災でお亡くなりになっておりまして、そのほとんど全てが65歳以上の高齢者といったところでございました。そのうち荻窪消防署管内で7名の方がお亡くなりになったということで、特に、住宅火災の防止ということで、消防署それから町会・自治会、いろんな団体が連携いたしまして呼びかけをしたところ、27年中は若干程度減っております。

その下に一覧表がございますけれども、27年中はお二人といったところで、下高井戸3丁目、阿佐谷南3丁目といったところで、下高井戸のほうは床面積が出ておりますけれども、阿佐谷南については、クッションだとか床が若干ということで、大して燃えなくてもお亡くなりになってしまう。

28年中に入りまして3名の方がお亡くなりになっておりますけれども、2月にございました西荻南2丁目については、西荻窪駅南側の商店街の一角で、理髪店から出火してということで、かなりの大きな火災になりました。残念ながら理髪店の経営者は、どうも逃げられなかったようで、お亡くなりになっております。

それから、8月の久我山5丁目ですけれども、先ほどお話ししました富士見ヶ丘の駅の近所なんですけれども、一応行為者とされている、火炎瓶を投げたとされている男性が自宅がお亡くなりになっております。

下高井戸3丁目、こちらもつい先日ですけれども、お一人お亡くなりになっております。

やはり住宅街を抱える杉並区ということで、住宅の火災予防、それから火災の死者防止、これに対しまして、杉並、荻窪消防署、警察ですとか区それから高齢者福祉、障害者福祉、

それぞれいろんな部署と連携して、住宅の防火防災診断ということで戸別訪問をいたしまして、火災予防、日ごろの火のものと取り扱いですとか、身の回りに燃えやすいものを置かないですとか、そういったところを順次巡回をしてお願いに回っているところです。

また、来月からは、火災予防運動といったところで、各種のイベントでの火災予防広報だとか警察などと連携した防火防災診断等々をこれからも続けてまいる予定でございます。

○委員 皆様おはようございます。杉並消防署の地域防災担当課長、^{みやま}深山と申します。深い山と書いて、ミヤマと読みます。よろしく申し上げます。10月1日付で杉並消防署に着任いたしましたので、改めてよろしくお願ひいたします。

今、荻窪の警防課長のほうから話がございましたとおり、来月9日から火災予防運動、東京消防署管内、全庁的に実施をさせていただきます。その中のやはり重点といたしまして、先ほどと重複いたしますけれども、いかに住宅火災から、都民の方々そして区民の方々のとうとい命を守るかというところが、やはり力点を置くものでございます。

先ほど申しましたように、先月9月の末には、高井戸3丁目でも1名、火災による死者が発生してございます。で、東京消防庁全体で見ますと、昨年、平成27年中、住宅火災における死者、これ、69人亡くなっております。そのうちの50人、約7割なんですけれども、高齢者の方となります。

そして、出火原因なんですけれども、こちらカラー刷り、「消防署からのお知らせ」、これ、お示ししております、この下のイラストの三つでございます。たばこ、こんろ、そしてストーブでございます。今申しました高井戸の火災なんですけれども、こちらのほうも電気ストーブを使っておりまして、洗濯物を干していて、それが落下したというようなことでございます。

これから寒い時期になりまして、暖房器具等を使います。ストーブといいますと石油ストーブイメージされる方多いと思うんですけど、やはり電気ストーブのほうが火災も多いです。寝ている間にやはり暖をとるところで、ストーブを近くに置いております。やはり寝返り等何かの拍子でストーブが近づいてしまって、それで発火するという。また、今申しましたように、電気ストーブで洗濯物を干したり、また調理をするというような、目的外の使用での火災というものもございまして、くれぐれも、やはり住宅火災から皆様のとうとい命を守るためということで、消防署は、来月また火災予防運動を中心に一生懸命取り組み、皆さんに広報させていただきたいと思っておりますので、ご協力のほう、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。

それでは、消防署のほうの報告、何かご質問ありましたら。

よろしいでしょうか。

（ なし ）

○会長 はい。

それでは、一応これで本日の予定の議事は終了になりました。ほか、何か事務局から報告事項等ございますでしょうか。

○環境課長 特段ございません。

○会長 はい。

ほかに、何か言い忘れたこと……

○委員 お願いがあります。

○会長 はい。どうぞ。

○委員 すみません。防災の団体のほうからなんですけれども、今振り込め詐欺がすごく流行ってしまっていて、皆さん振り込め詐欺、私たちがよくパトロールしながらそれは言うんですけれども。

防犯のチラシがもう、ポスターが、随分もうつくっていただいているので、つくってくださいと何度もお願いをするんですが、つくっていただけていませんので、それを区でも警察のほうでも防犯協会でもよろしいが、私たち、新しいのと順次取りかえていっていますけど、剥げてきています。だから、ぜひ、それをつくっていただきたいと思います。黄色い目玉のポスターが一番すごくよく目立つんですが、それと、あと防犯カメラ設置地域という、ブルーと黒かな、黄色かな、その新しいポスターでも構わないんですが、ぜひ、それをちょっとたくさんにいただきたいと思います。それを設置することで、かなり効き目があると思いますので、よろしく願いをいたします。

○会長 はい。ありがとうございました。

何かありますか。

○地域安全担当課長 振り込め詐欺のポスターの関係は、先ほど資料のほうでご説明をさせていただいた、美大のほうで作成したポスターについてはありますけれども、枚数が無制限にあるというわけでもございませんので、なるべく区全体に行き渡るように……

○委員 そういうためではないんです。防犯……

○地域安全担当課長 あ、防犯全般ですね。

○委員 空き巣被害の黄色いポスターが、以前からすごく好評でそれが効き目がすごくあるので、だから、剥げないポスターをお願いします。

○地域安全担当課長 引き続き歳出等にも配慮しながら、はい、犯罪防止のための対策をします。

○会長 はい。ありがとうございました。

それでは、本日の議事は全て終了しましたので、これにて生活安全協議会を閉会といたしたいと思います。本日は皆様お疲れさまでした。ありがとうございました。